

薬局開設者 様

山口県健康福祉部薬務課長

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う
薬局における薬剤交付支援事業について

令和 2 年 5 月 7 日付け令 2 薬務第 165 号で通知しているこのことについて、
一般社団法人山口県薬剤師会が実施主体となって行っているところですが、事
業の取扱いについて下記 1 のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

なお、詳細については下記 2 を御確認ください。

記

- 1 各薬局からの請求は毎月末締めで所定のエクセル表にて報告することと
しているが、これとは別に毎日の支援対象額をフォームから報告することを
追加。

なお、この入力フォームからの報告がなかった請求については、支援の対
象外となる場合がある。

【追加の理由】

山口県薬剤師会に割り当てられた予算については、年度途中で終了となる
ことが想定されることから、予算施行状況を毎日正確に把握する必要がある
ため。

【毎日報告の開始時期】

4 月 30 日から 5 月 24 日までの対象分については、5 月 25 日までに回答。
それ以降については、翌開局日の午前 10 時までに回答。

- 2 当該事業及び入力フォームについて

URL : <http://yama-yaku.or.jp/haitatu/news2020/corona-0410.htm>

【山口県薬剤師会トップページ > お知らせ】

実施主体：一般社団法人山口県薬剤師会

TEL 083-922-1713

薬事班

TEL 083-933-3020

FAX 083-933-3029